

物流を取り巻く現状と 農林水産省の取組状況について

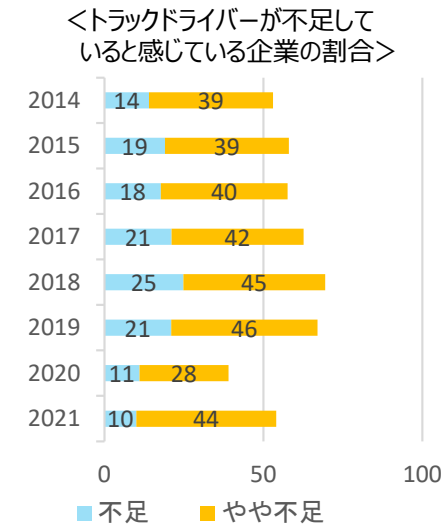
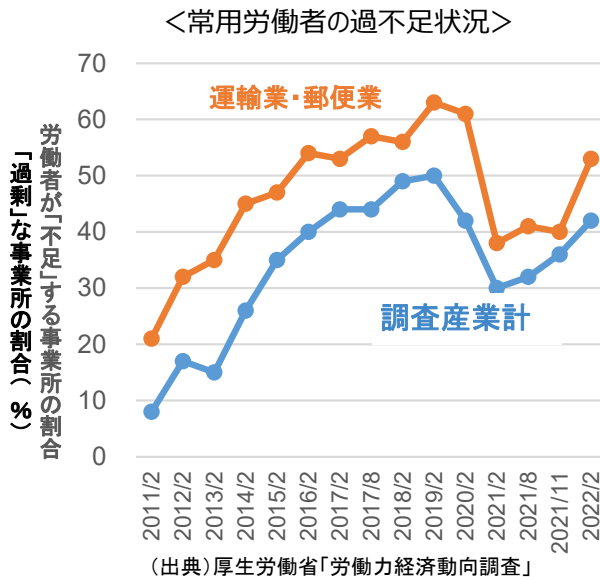
令和 5 年 9 月

農林水産省
新事業・食品産業部 食品流通課

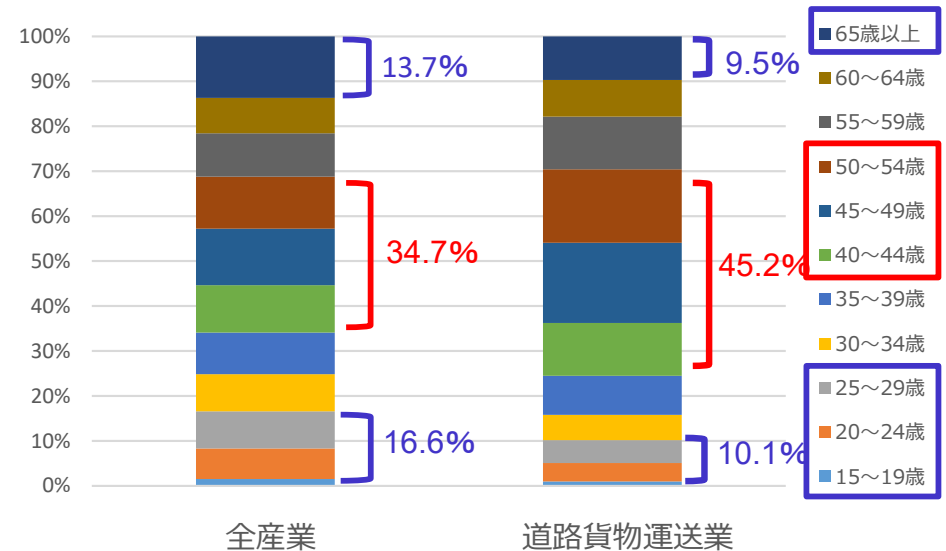
物流の現状：トラックドライバーの働き方を巡る状況

- 物流分野における労働力不足が近年顕在化しており、トラックドライバーが不足していると感じている企業は増加傾向。
- 年齢構成は全産業平均より若年層と高齢層の割合が低く、中年層の割合が高いほか、労働時間も全産業平均より約2割長い。

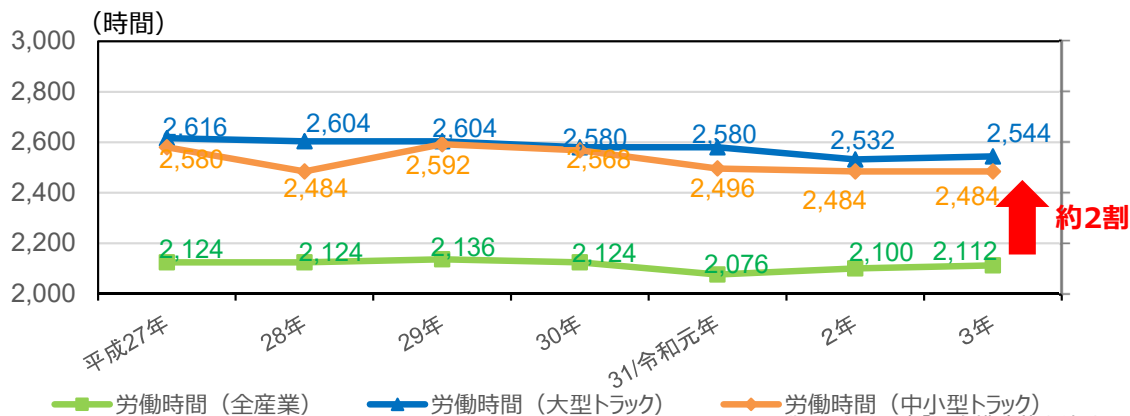
人手不足



年齢構成



労働時間



(参考) 鉄道貨物協会H30報告書におけるトラックドライバー需給予測

- 2028年度の営業用トラック輸送量と営業トラック分担率の予測値から、ドライバー需要量を予測→**2028年度：約117.5万人**
- 将来人口予測からドライバーの供給量を予測→**2028年度：約89.6万人**
- 上記を踏まえると、**2028年度には約27.8万人のドライバー不足**が予測される。

※参考URL

<https://rfa.or.jp/wp/pdf/guide/activity/30report.pdf>

「物流の2024年問題」(トラックドライバーの時間外労働の上限規制)

- トラックドライバーの長時間労働是正のため、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用。
 - 物流効率化に取り組まなかった場合、労働力不足による物流需給がさらに逼迫するおそれがあり、コロナ前の2019年比で最大14.2%(4.0億トン)の輸送能力不足※が起こると試算されている。(物流の2024年問題)
 - さらに、2030年には、34.1%(9.4億トン)の輸送能力不足※が懸念される。
- ※株式会社NX総合研究所試算(2022年11月11日)

トラックドライバーの働き方改革

法律・内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用				
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】							適用
	月60時間超の時間外割増賃金引き上げ(25%→50%)の中小企業への適用						適用	

		現行	2024年4月以降(原則)
改善基準告示(抄)	年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
	1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
	1日の拘束時間	13時間	13時間
	休息时间	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限

「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算(NX総合研究所)

○全体

不足する輸送能力の割合(不足する営業用トラックの輸送トン数)
14.2%(4.0億トン)

○発荷主別(抜粋)

業界	不足する輸送能力割合
農産・水産品出荷団体	32.5%
紙・パルプ(製造業)	12.1%
建設業、建材(製造業)	10.1%
自動車、電気・機械・精密、金属(製造業)	9.2%

○地域別(抜粋)

地域	不足する輸送能力の割合
中国	20.0%
九州	19.1%
関東	15.6%
中部	13.7%

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」について

- 荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、**令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。**
- 同年6月2日に第2回を実施し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策をまとめた**「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。**



■ 総理指示（令和5年3月31日）

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。
- 一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。
- これに対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。
- このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。
- そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

＜構成員＞

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。

「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定（令和5年6月2日）

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化^(※)**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化**等の取組み^(※)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（バス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進
（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進
（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進^(※)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入^(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間 × 達成率3割	： 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% × 達成率2割	： 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	： 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	： 3.0ポイント
			合計： 14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ **通常国会での法制化**も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

- | | | | |
|--|---|---|--|
| (1) 実施が必要な事項 <ul style="list-style-type: none">・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握・荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール/1時間以内努力目標 | <ul style="list-style-type: none">・物流管理統括者の選定・物流の改善提案と協力・運送契約の書面化 等 | (2) 実施することが推奨される事項 <ul style="list-style-type: none">・予約受付システムの導入・パレット等の活用・検品の効率化・検品水準の適正化 | <ul style="list-style-type: none">・物流システムや資機材(パレット等)の標準化・共同輸配送の推進等による積載率の向上・荷役作業時の安全対策 等 |
|--|---|---|--|

2. 発荷主事業者としての取組事項

- | | | | |
|---|---|--|--|
| (1) 実施が必要な事項 <ul style="list-style-type: none">・出荷に合わせた生産・荷造り等 | <ul style="list-style-type: none">・運送を考慮した出荷予定時刻の設定 | (2) 実施することが推奨される事項 <ul style="list-style-type: none">・出荷情報等の事前提供・物流コストの可視化 | <ul style="list-style-type: none">・発送量の適正化 等 |
|---|---|--|--|

3. 着荷主事業者としての取組事項

- | | | |
|--|---|--|
| (1) 実施が必要な事項 <ul style="list-style-type: none">・納品リードタイムの確保 | (2) 実施することが推奨される事項 <ul style="list-style-type: none">・発注の適正化 | <ul style="list-style-type: none">・巡回集荷(ミルクラン方式) 等 |
|--|---|--|

4. 物流事業者の取組事項

- | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|
| (1) 実施が必要な事項 <table border="0"><tr><td>○共通事項<ul style="list-style-type: none">・業務時間の把握・分析・長時間労働の抑制・運送契約の書面化 等</td><td>○個別事項(運送モード等に応じた事項)<ul style="list-style-type: none">・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握・トラック運送業における多重下請構造の是正・「標準的な運賃」の積極的な活用</td></tr></table> | ○共通事項 <ul style="list-style-type: none">・業務時間の把握・分析・長時間労働の抑制・運送契約の書面化 等 | ○個別事項(運送モード等に応じた事項) <ul style="list-style-type: none">・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握・トラック運送業における多重下請構造の是正・「標準的な運賃」の積極的な活用 | (2) 実施することが推奨される事項 <table border="0"><tr><td>○共通事項<ul style="list-style-type: none">・物流システムや資機材(パレット等)の標準化・賃金水準向上</td><td>○個別事項(運送モード等に応じた事項)<ul style="list-style-type: none">・倉庫内業務の効率化・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等</td></tr></table> | ○共通事項 <ul style="list-style-type: none">・物流システムや資機材(パレット等)の標準化・賃金水準向上 | ○個別事項(運送モード等に応じた事項) <ul style="list-style-type: none">・倉庫内業務の効率化・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等 |
| ○共通事項 <ul style="list-style-type: none">・業務時間の把握・分析・長時間労働の抑制・運送契約の書面化 等 | ○個別事項(運送モード等に応じた事項) <ul style="list-style-type: none">・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握・トラック運送業における多重下請構造の是正・「標準的な運賃」の積極的な活用 | | | | |
| ○共通事項 <ul style="list-style-type: none">・物流システムや資機材(パレット等)の標準化・賃金水準向上 | ○個別事項(運送モード等に応じた事項) <ul style="list-style-type: none">・倉庫内業務の効率化・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等 | | | | |

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

物流の適正化・生産性向上に向けた「自主行動計画」の作成の呼びかけ

- 「物流革新に関する政策パッケージ」に基づき、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定。
- 農林水産省所管業界に対して、ガイドラインの遵守と2023年内の自主行動計画の作成について呼びかけ。

○ 農林水産省所管業界向け説明会

【日程】

令和5年6月16日、26日

【内容】

- 農林水産省が所管する荷主団体は約280。
- 説明会には、団体、団体の加盟事業者等から計630名が参加。業界・分野別の「自主行動計画」の作成を呼びかけ。
- 一部団体では、既に団体としての自主行動計画原案を作成済。

○ 加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会

【日程】

第1回：令和5年7月25日

第2回：令和5年9月27日

【内容】

- 加工食品については、これまでも食品メーカー、卸売会社、スーパーの製・配・販三層の協調の下で物流改善に取り組み、今般の「自主行動計画」の作成に関しても、引き続きその協調の下での推進が重要であることから、上記情報連絡会を開催。
- 第1回目の会合では、農林水産省からは加工食品分野の自主行動計画モデルを提示。

加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会

情報連絡会での意見交換の概要 ①

情報連絡会参加者の発言中、「自主行動計画」の検討状況に関する部分を事務局にて抜粋したもの。議事要旨の全体は、農林水産省HPの <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html> に掲載。

- ・ 物流問題の解決については、サプライチェーン全体の連携があって初めて実現されるものだと考えている。今般のガイドラインへの対応についても個社で取り組むのではなく、まずはFSPとしてどのように取り組んでいくかを話し合い、共同で作成していくこととしている。（日本加工食品卸協会）
- ・ 自主行動計画については、個社最適にならないようにサプライチェーン全体の効率化や最適化につながるよう検討していきたい。（日本スーパーマーケット協会）
- ・ 現在検討を進めている状況だが、中身においても優先順位をつけたり、各社の認識の違いをすり合わせて共通の認識にしていくことが大切だと考えている。（味の素(株)）
- ・ 2024年問題と言われているが、そこで終わりではなくその先の30年、40年もあるので、物流問題の解決に向けて製配販が連携しながら個別最適から全体最適へ目的に沿ってしっかり進めていきたいと考えているので、御協力いただきたい。（キューピー（株））
- ・ 今回作成した「即席めん業界における物流標準化ガイドライン」も案段階のものであるが、トラック業界や小売業界等からも意見を伺いつつ、一人よがりの効率化の話にならないよう調整していきたい。（日本即席食品工業協会）

加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会

情報連絡会での意見交換の概要 ②

- ・ 当組合では、大手主要メーカーの物流担当による検討の場を設けて、政策パッケージやガイドラインの考え方を勉強し、食肉加工業界の抱える現場の課題を議論しているところである。（日本ハム・ソーセージ工業協同組合）
- ・ FSPの取組や日即協の取組等を情報共有いただき大変ありがたい。我々どもも流通関係の皆様はこの取組を共有して、2024年問題に対応してまいりたい。（食品等流通合理化促進機構）
- ・ 自主行動計画と規制案で出てくる各種事業者ごとに定める中長期計画との関係はいかななものになっているか。中長期計画の中身は業界が定める自主行動計画の内容と同様なのか。（食品産業センター）
- ・ 自主行動計画について策定するのはよいが、来年から法規制下になり、それを念頭に取り組む前提で考えなければならない。（日本植物油協会）
- ・ 日配品であるがゆえに、配送、また原料調達の間でも様々な課題が多いのが実情であるが、今年の秋には自主行動計画を発・着荷主として作っていきたいと思っている。（日本パン工業会）
- ・ 冷凍食品メーカー約400社の会員がいるが、多くは低温物流であり、常温の物流とは特性が異なり、物流の効率化については中々進んでいない状況である。自主行動計画についても、業界全体で作れるのか、大手で作るのかも決まっていない。（日本冷凍食品協会）

自主行動計画に関する今後のスケジュールについて

具体的なスケジュール等

- ・ 令和5年12月中旬 自主行動計画を農林水産省担当課へ提出
(個社で作成した場合は、所属団体経由または直接提出)
- ・ // 12月末 政府HPにおいて公表
- ・ 令和6年初（予定） ガイドラインの遵守状況に関するアンケート調査の実施

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の中での物流の位置付け（令和6年度予算概算要求）

- 令和5年6月に取りまとめられた「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」においても、農林水産物・食品の物流は、「食料の安定供給の確保」の重要事項の一つとして位置付けられており、令和6年度予算概算要求において、物流の標準化や中継共同物流拠点の整備を支援するための予算を要求。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向

食料の安定供給の確保 ～どんな社会環境でも日本の食卓を支えられるようにするための関係者の取組を全力で応援～

<食料の安定供給の確保に向けた構造転換>

- 水田での麦・大豆等の戦略作物の本作化、畑地化による高収益作物等の導入・定着や地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、新市場開拓に向けた米の低コスト生産の取組を支援（このほか、畑地化等について予算編成過程で検討）
- 麦・大豆の国産シェア拡大に向けた作付けの団地化等による生産性の向上、保管施設の整備等による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大
- 米粉専用品種の開発等、製粉企業・食品製造事業者による新商品の開発など米粉の利用拡大の推進
- 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術の導入による国産シェア奪還
- 畜産・酪農、花き、茶・薬用作物、養蜂等の生産基盤の強化、鳥インフルエンザに備えた鶏卵生産・流通体制の強靱化
- 省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、大規模での省力・機械作業体系の導入、新たな担い手の確保・定着による果樹の生産増大への転換
- 国内生産で国内需要を満たせない食料・生産資材のサプライチェーンの確保に向けた海外投資案件の形成への支援。野菜種子の安定供給体制強化に向けた採種地開拓、効率的採種技術開発等への支援

<生産資材の確保・安定供給>

- 堆肥、下水汚泥資源などの国内肥料資源の利用拡大に向けた堆肥等の高品質化・ペレット化等による広域流通の促進、肥料原料の備蓄等への支援、肥料価格急騰対策に関する調査の実施
- 稲わらを含む国産飼料の生産・利用拡大に向けた耕畜連携等による土地利用の推進、飼料生産組織の強化等による担い手の強化、飼料用とうもろこし等の単収向上・増産の取組への支援

<農産物・食品の輸出の促進>

- 国内生産基盤の強化に向けた輸出産地形成・供給体制強化、HACCP施設の整備、GFPによる輸出人材確保
- 輸出支援PFによる現地発の支援強化、サプライチェーンの強化、品目団体等による需要開拓等の取組強化
- 植物新品種の実効的な保護・活用に向けた育成者権管理機関の取組や専門人材の育成・確保等による知財マネジメントの推進

<適正な価格形成>

- 適正取引の推進に向け、コスト指標の作成・検証や価格転嫁に関する実態調査、消費者理解醸成のための広報の実施

<円滑な食品アクセスの確保>

- **物流**の標準化（パレット、外装等）・デジタル化・省力化、モーダルシフトを推進するための設備・機器の導入や**中継共同物流拠点の整備**への支援
- 地域の関係者が連携して食品アクセス確保に取り組む体制の構築、フードバンクやこども食堂等の食品アクセス支援団体の活動、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築への支援

<国民理解の醸成>

- SNS等を活用した情報発信や学校給食での地場製品の活用促進による国産国消・地産地消の推進、棚田の魅力発信、農業体験の促進、食育の推進、事業者の食品安全に係るリスク低減や社会活動の可視化等による国民理解の醸成

<食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展>

- 食品産業における国産原材料の活用を促進する産地との連携強化や新商品の開発、企業の人権対応や持続可能性に配慮した食品への消費者理解の促進、フードテック等の新技術活用、食品ロス削減の取組への支援

○ 持続可能な食品流通総合対策事業

【令和6年度予算概算要求額 3,050（－）百万円】

＜対策のポイント＞

喫緊の課題である「物流の2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる**新たな食品流通網を構築**するため、多様な関係者が一体となって取り組む**①物流の標準化、デジタル化等に必要なソフト面の実装、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入、③中継共同物流拠点となるストックポイントの整備**を総合的に支援し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

物流の効率化に取り組む地域を拡大

＜事業の内容＞

1. 物流生産性向上推進事業

550（－）百万円

① 推進事業

関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。

② 物流生産性向上実装事業

物流の標準化（パレット、外装、コード等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子システム、トラック予約システム、デジタルせり等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等に必要なソフト面の実装を支援します。

③ 物流生産性向上設備・機器導入事業

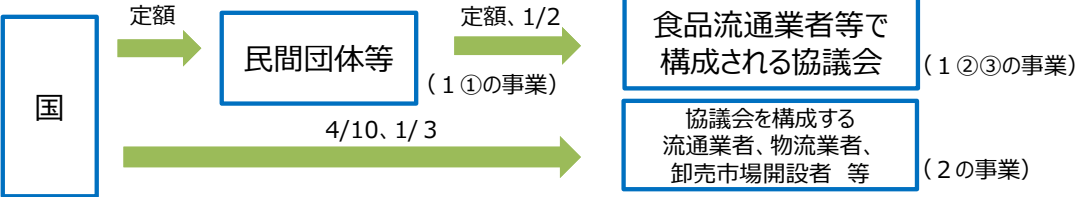
物流の標準化、デジタル化・データ連携等の効果をより発現するため、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器の導入を支援します。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業

2,500（－）百万円

新たな食品流通網の構築に必要な**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1 ①の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-3502-5741)
(2 ②の事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059) 11

＜事業イメージ＞

地域の流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器導入、施設整備

＜①実装支援＞



＜②設備・機器の導入支援＞＜③中継共同物流拠点の整備＞



新たな食品流通網の構築

